

平成28年度

七飯町教育行政方針

七飯町教育委員会

I はじめに

平成28年第1回七飯町議会定例会の開会にあたり、平成28年度の七飯町教育行政方針の概要について申し述べ、七飯町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、小・中学生の陸上競技大会で全道優勝や全国大会への出場、絵画コンクールや感想文・作文コンクールでそれぞれ優秀な成績を収めるなど、七飯町の子どもたちがスポーツや芸術・文化活動の分野で大活躍した年でした。

一方で、少子化などの影響により児童生徒数が減少してきたことから、小中学校のあり方について国の示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に基づき、その考え方について保護者・地域等に対する説明を開始しました。

また、昨年度より教育委員会の責任体制の明確化やいじめ等に対する敏速な対応を図るため、新しい教育委員会制度がスタートし、町長が主宰する七飯町総合教育会議で、教育行政の根本となる教育大綱を策定しました。

この教育大綱に基づき、学校教育にあっては子どもたちにとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、社会教育にあっては「生涯学習環境の創出と人づくり」を基本に「町民がきずなを深め 生きる力を育み ともに学ぶまち七飯」を目指してまいります。

Ⅱ 教育基本方針

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

本年度は、平成27年度に改定した第2次七飯町教育振興基本計画（平成28年度～32年度）（以下「教育振興基本計画」という。）に基づき、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護など諸施策を実施してまいります。

なお、七飯町総合教育会議において、この教育振興基本計画をもって教育大綱として決定しています。

Ⅲ 平成28年度の主要施策

平成28年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第1 開かれた教育行政の推進

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携を図り、責任体制の明確化や教育委員会議の充実、公開、情報発信を行い、開かれた教育行政の推進を図ります。

第2 幼児教育の充実

幼児教育においては、幼稚園・認定こども園・保育所（園）（以下「幼稚園等」という。）が地域の幼児教育施設として、家庭・地域との連携を進め、基本的な生活習慣など「生きる力」の基礎を培う教育力の向上を目指します。

また、幼稚園等と小学校の教職員が、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図るため、相互理解を深めるとともに、行政とも綿密に連携し、家庭（保護者）の子育てを支援します。

第3 学校教育の充実

学校教育においては、基礎学力の向上と児童生徒の健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実に努め、児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。

家庭・地域社会との連携の下、互いに信頼し合う学校づくりを推進し、児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」づくりを目指します。

（1）学校経営の充実

学校評価等を生かし、教育課題解決のため、全教職員の創意が活かせる協働体制の確立に努めます。

七飯町教育研究所と連携し、サークル研究活動の推進や町内授業公開研究会の開催、各種研修への積極的な参加等により教

職員の資質向上に努めます。

平成28年度からすべての小中学校でコミュニティ・スクールを実施し、保護者や地域に学校の教育活動に関する積極的な情報発信、学校経営に対する提言を受けるなど、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

また、大沼地区では児童数の減少により教育活動に支障がでてきています。このため、学校のあり方について保護者、地域と協議を開始します。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実

各学校で「学校改善プラン」の確実な実践と習熟の程度に応じたきめ細かな学習指導等を行うため、学習支援員の増員及び授業改善推進チーム活用事業を実施し、児童生徒の基礎・基本の確実な定着と応用する力を育てます。

学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠です。このため、引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

(3) 道徳教育の充実

命を大切にすする心や規範意識を重視し、実社会や実生活との関わりを大切にした「心の教育」の充実を図るため、「私たちの道徳」を積極的に活用します。

思いやりの心を育むよう各学校の状況に応じて地域人材講師の活用、体験やボランティア活動、福祉施設の訪問などを推

進めます。

(4) いじめ対策の充実

「いじめ」は絶対に許されないことです。このことをすべての教職員、保護者、地域が共通認識として持ち、子どもたちに常日頃から「教え込む」ことが大切です。

一方で、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」であるという意識も、学校教育に携わるすべての関係者が常に持ち続けることが必要です。このことが、未然防止や早期発見につながります。しかし、万が一いじめが発生した時には、いじめを受けた児童生徒の保護に万全を期すとともに、いじめをしたとされる児童生徒に毅然とした指導を行い、いじめられている児童生徒の立場に立った解決を図ります。

日々の具体的な対応やいじめ発生時の対応については、「七飯町いじめ防止基本方針」に基づき実施し、学校、保護者、地域を挙げていじめ根絶を目指します。

(5) 生徒指導の充実

不登校対策等については、大中山コモン内に開設している七飯町適応指導教室「レインボー」の取組を推進します。また、北海道教育委員会の委託事業により各中学校に配置しているスクールカウンセラーなどを通して、不登校やいじめ問題の解消を図る総合的な心のサポート推進事業の取組を推進します。

さらに、校外生活における児童生徒の安全・安心の確保のた

め、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援します。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実

各学校においては、学校体育の充実を図るため、指導内容・方法を工夫し、生涯スポーツの基礎づくりに努めるとともに、心の教育、性教育、食育等の推進を図り、児童生徒の健康管理に努めます。

保健活動については、歯・口腔の健康づくりを図るため、平成28年度から全ての小学校でフッ化物洗口を実施します。また、中学2年生に対するピロリ菌検査については、胃がん予防の観点から、学校や関係機関と連携しながら全生徒が受検できるよう検査の周知徹底を図ります。

(7) 特別支援教育の充実

七飯町教育委員会事務局に、特別支援教育担当指導主事を配置するとともに、支援員を引き続き各学校に配置し特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等・小学校・中学校における校種間の円滑な接続を図るため、平成28年度から就学指導委員会を教育支援委員会に組織変更し、適正就学のための相談・指導の充実を図ります。

(8) 環境教育の充実

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など豊かな自然環境に恵まれていることから、地域の特

性を踏まえた環境教育の充実を図ります。また、ごみ処理と資源活用、地球温暖化防止及び二酸化炭素の排出削減に向けた実践的教育を推進します。

(9) 国際理解教育の充実

国際社会の一員として活躍し、信頼される人材を育成するため、外国語指導助手を継続配置し、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

また、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」の活動を促進し、小中学校と七飯高校との英語教育における連携型小中高一貫教育の実現を図り、英語力の向上を目指します。

(10) 防災・安全対策の充実

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに取り組みます。「事件・事故対応マニュアル」、「災害対応マニュアル」や「不審者対応マニュアル」などに基づき、実践的な防災・安全対策を推進します。

さらに、地域における見守り活動や子ども110番の家、不審者情報ネットワーク等の活用により、家庭・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

(11) 食に関する指導の充実

栄養教諭による専門性を生かした食の指導により、児童生徒

が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、計画的な食育を推進します。

また、「安全でおいしい学校給食」を提供するため、アレルギー対応食も含めた献立・食事内容の充実を図るとともに、安全な食材の確保と地産地消の推進のため、農畜産物など地場産品の活用を図ります。

(12) 育英基金制度の充実

進学の見込みと能力がありながら、家庭の経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な学生生徒に対する奨学金について、その利用を促進するため貸与にかかる制度を見直し、利便性の向上を図ります。

(13) 学習環境の整備・充実

教育施設の安全性・快適性の確保のため、耐震化や危険校舎の改築等を行うとともに、質の高い学校教育を推進するため、学校図書や教材備品、情報教育に必要な情報機器の整備などを計画的に推進します。

本年度は、大中山小学校の校舎棟の改築を図るとともに、七重小学校旧校舎部分の耐震補強・大規模改修を引き続き実施します。

第4 生涯教育の推進

七飯町が、活力に満ちた町として発展するためには、個性豊かで創造力に富んだ人材を育成し、生涯を通じて生きる喜びが実感できる生涯学習社会の構築が重要です。

このため、平成28年度を初年度とする第3次七飯町社会教育中期計画に基づき、町民一人ひとりが地域の自然や歴史・文化に親しみながら生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。さらに、学習機会の拡充や地域と連携した学習活動を推進します。

また、子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。併せて、郷土の発展に欠かせない文化意識の高揚と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

(1) 社会教育施設の利用促進

生涯学習、地域づくりの拠点として、七飯町文化センター、七飯町歴史館、大中山コモン、南北海道大沼婦人会館及び各地区公民館が連携し、文化祭、老人大学、公民館講座、サークル活動の実施や図書資料の充実など、多様な学習機会の提供を図り、地域に密着した生涯学習機能の充実と行政サービスの向上を目指します。

また、老朽化が目立つ施設については、利用者の安全を確保する上からも長寿命化などの計画的な整備を図ります。

(2) 青少年の健全育成

七飯町が、力強く発展していくためには青少年の健全育成が不可欠です。このため、体験や交流活動、社会活動等への参加を促し、地域との連携を深め、郷土を愛し明日の七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全・安心な居場所づくり、健全育成を推進するため「放課後子ども教室」の開設や子ども会活動、PTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験など青少年育成事業を推進します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣・生活能力・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で大変重要な役割を果たします。また、子どもの学力や体力を向上させるうえでも、規則正しい生活習慣は不可欠です。

このため、学校と家庭、地域が連携して基本的な生活習慣の定着化を図り、子どもの健全育成を目指します。大沼地区では、規則正しい生活習慣を習得させるためのモデル事業として、昨年度に引き続き「通学合宿」を実施します。

(4) 芸術・文化の振興

芸術文化、生活文化、伝統文化の各分野の振興を図るため、各種芸術文化団体等への支援を通じて創作活動を奨励し、芸術文化活動の発表の場として「パイオニアフェスティバル」、「児童生徒音楽発表会」などを継続開催します。

子どもの頃から質の高い芸術文化に親しむことは情操豊かな心を育むためにも必要なことから、鹿部町教育委員会と共同で小学校高学年を対象にした劇団四季による「こころの劇場」鑑賞会を開催します。

また、芸術文化活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の機会の拡充や提供に努めます。

(5) 文化財の保護・管理の推進

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。このため、埋蔵文化財の保護と調査、史跡の保存整備、さらには積極的な活用を図るなど環境整備に努めます。

埋蔵文化財等の常設展示及び民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館については、その運営方法を見直します。また、企画展、講演会、講座等を開催し、歴史館の充実と活用を図ります。

(6) 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努め、中高年の健康増進を図るとともに、子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し習慣化を図ります。

また、競技レベルの向上や地域振興を図るため、北海道新幹

線開業後、初めてのイベントとなる大沼湖畔駅伝などの各種大会も引き続き開催します。

IV おわりに

以上、平成28年度の教育行政方針について申し述べました。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。

この子どもたちを、自立した個人として、社会の形成者として成長させることは、教育に課せられた大きな使命です。

このため、七飯町教育委員会としては、子どもたちが明るく、楽しく、そして元気よく健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人ひとりが健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、新年度の教育行政方針といたします。